

公共下水道の供用開始区域が拡大されました



町では、公衆衛生の向上や、涸沼など公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域を中心として公共下水道の整備を進めています。

今回新たに、1.42haの区域（令和4年8月22日供用開始：長岡地区）において、公共下水道を使用することができるようになりました。拡大された区域にお住まいの皆様は、公共下水道への早期接続にご協力をお願いします。

□ 公共下水道への接続は3年以内

下水道法では、公共下水道が利用できるようになると、くみ取り便所は3年以内、浄化槽は速やかに公共下水道へ接続しなければならないことになっています。

□ 接続工事補助金・融資あっ旋制度をご利用ください

供用開始後3年以内に下水道へ接続された方は、町の支援制度として、補助金の交付または融資のあっ旋が利用できます。詳細は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 下水道課 公共下水道グループ ☎ 029-240-7127（直通）

合併処理浄化槽設置補助金の希望者を募集します（先着順）

町では、し尿と生活雑排水を一緒に処理できる合併処理浄化槽を設置する方に対して、予算の範囲内で設置費用の一部を補助しています。

▶ 補助内容

補助人槽	補助限度額(1基あたり)	補助対象要件
5人槽	384,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)以下のもの
7人槽	462,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)を超えるもの
10人槽	585,000円	台所及び浴室が2か所以上ある場合(二世帯住宅等)

※補助を受ける方のうち、既設の単独処理浄化槽及びくみ取り槽を撤去するときは、撤去費用の一部(限度額90,000円/基)を補助します。
※既設の単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換をするときは、宅内配管工事費の一部(限度額300,000円/基)を補助します。
※令和4年度より、県の森林湖沼環境税活用事業による上乗せ補助が廃止になりました。

▶ 受付期間 先着順で受付（早期に受付終了の場合あり）
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

▶ 申込できる方

茨城県に住民登録のある方で、公共下水道区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域において、令和5年2月末までに専用住宅（小規模店舗等を併設の場合は住宅部分の床面積が総面積の2分の1以上であること）に高度処理型合併処理浄化槽（N型）の設置補助事業が完了できる方。

ただし次の場合は補助対象となりません。

1. 販売の目的で、合併処理浄化槽付き住宅等を建築する場合
2. 住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
3. 町税等を滞納している場合
4. 住宅を新築または建築確認の伴う改築をする場合
5. 従前から設置されていた合併処理浄化槽を更新する場合

▶ 申込方法

下水道課窓口（1階10番窓口）へ直接お申し込みください。その際、現在の排水の処理状況、浄化槽を設置する住宅の延べ床面積をうかがいますので、事前にご確認の上お越しくください。

- ※1 先着順となりますので、早期に受付終了場合があります（町ホームページで公表するほか、下記までお問い合わせください）。
- ※2 国及び県の補助制度改正が行われた場合、補助額や補助対象が変更となる事があります。

【問合せ先】 下水道課 農業集落排水グループ ☎ 029-240-7128（直通）

～ 防犯は 鍵かけ 声かけ 心がけ ～

県内では、住居侵入窃盗（空き巣・忍込み等）や自動車盗難が多く発生しており、令和2年度の犯罪率は、どちらも全国ワースト1位でした。日頃から防犯意識を高め、犯罪を未然に防止するとともに、地域の皆さまによる見守りをお願いします。

被害防止のポイント

- ・わずかな間でも外出するときは、必ず鍵をかける。
- ・補助鍵を取り付けたり、防犯フィルムを貼ったりする。
- ・家の周囲にセンサーライトを取り付ける。
- ・自動車には、ハンドル固定装置などの盗難防止装置を複数活用する。
- ・自動車を駐車するときは、警備や照明設備の行き届いた駐車場を利用する。
- ・不審者を発見したら、110番通報する。



茨城県警察



茨城県安全なまちづくり推進室

【問合せ先】 地域政策課 ☎ 029-215-8003（直通）

浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆様のご協力をお願いします。

保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。
- また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4か月に1回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上（全ぱっ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。
- 町の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月の間に1回行う必要があります。
- 県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会に申込みをしてください。（☎ 029-291-4004）
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。

一括契約システム

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。
- 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者にお申込みください。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- 単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を8分の1に減らすことができます。
- 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。
- 合併処理浄化槽への転換には、補助金が交付される場合があります。

【問合せ先】 茨城県 県民生活環境部 環境対策課 ☎ 029-301-2966
茨城県 下水道課 農業集落排水グループ ☎ 029-240-7128（直通）